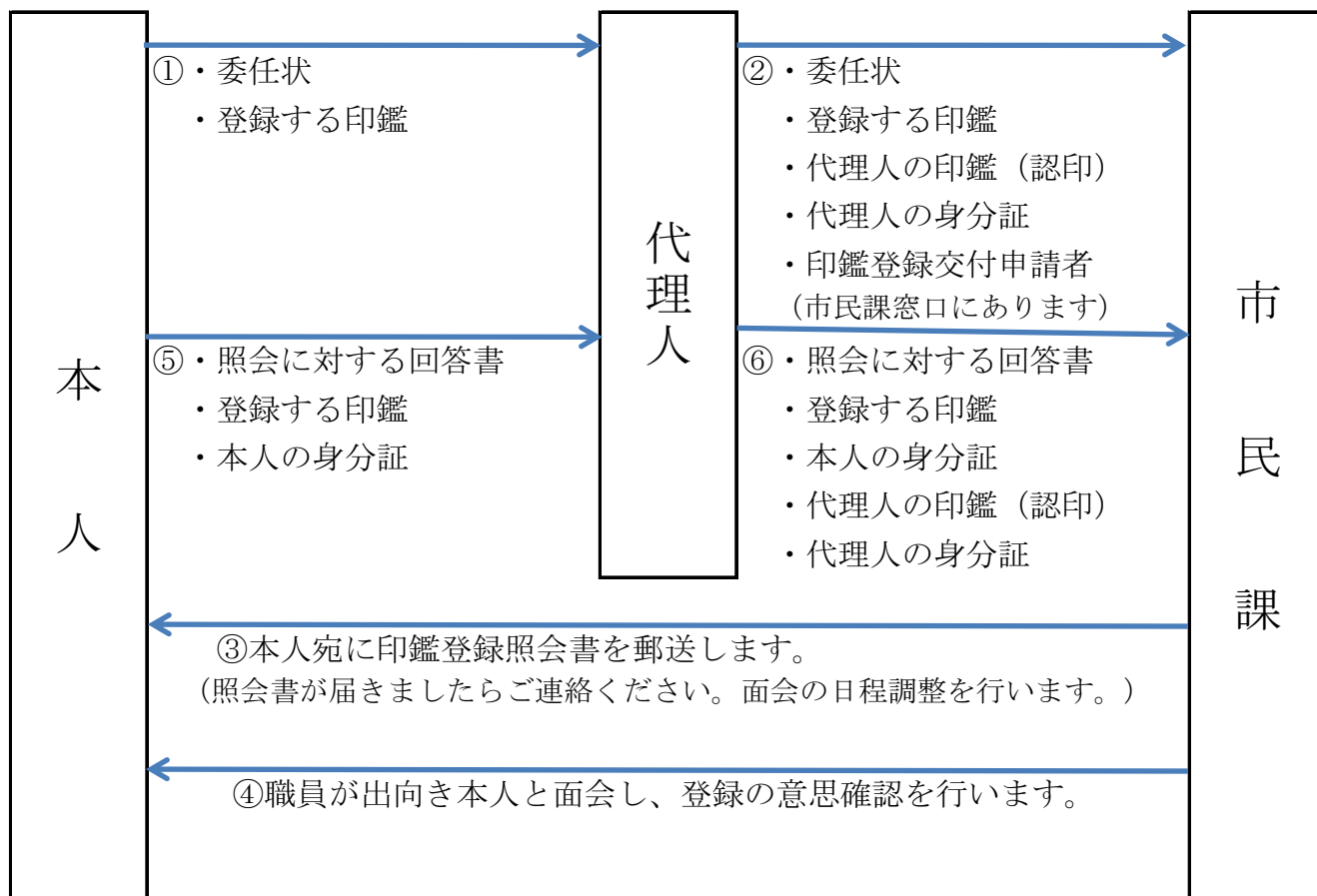


疾病等の理由により代理人が印鑑登録申請をする場合

※下記の手順を経て印鑑登録を行いますので、一週間程度の時間を要します。



★委任状作成に関する注意事項

- ・必要事項は全て委任者本人が記入し、必ず署名してください。
- ・身体障害や病気等の理由により、委任者自らが委任状を作成することができない場合は代筆でもよいと致しますが、押印については委任者本人の拇印を押して下さい。また、代筆者の名前と代筆の理由を書き添えて下さい。

★必要書類を事前に揃えてから、申請書とともに市民課窓口へご提出願います。

★登録する印鑑に関する注意事項

- ・同一世帯内で同じ印鑑を登録することはできません。
- ・大量生産されている三文判の印鑑では登録することができません。
- ・印面の磨滅や欠損の程度により登録できない場合がございます。
- ・ゴム印やその他変形のしやすい素材の印鑑では登録することができません。

